

回覧



ひとり親のご家庭へ、大切なお知らせ

ひとり親世帯臨時特別給付金

【支給対象者】

- ①令和2年6月分の児童扶養手当が支給されている方
- ②公的年金等を受給していることにより、令和2年6月分の児童扶養手当の支給を受けていない方
- ③新型コロナウイルス感染症の影響を受けて家計が急変するなど、収入が児童扶養手当を受給している方と同じ水準となっている方

申請期限が迫っています！

申請締切日 2月26日（金）

以下の給付金の支給を受けられるには申請が必要です！

〔基本給付〕

- ▶ ②又は③に該当する方

1世帯当たり10万円、第2子以降1人につき6万円

※再支給分の基本給付を含む金額。

〔追加給付〕

- ▶ ①又は②の方が対象の基本給付を受けている方で、新型コロナウイルス感染症の影響で収入が減少した方

1世帯当たり5万円

【お問い合わせ】小値賀町福祉事務所 福祉係

0959-56-3111 (受付時間：平日8:30~17:15)

厚生労働省「ひとり親世帯臨時特別給付金」コールセンター
(給付金の支給要件などのご質問はこちらへ)

0120-400-903 (受付時間：平日9:00~18:00)

給付金の申請手続き

○基本給付（再支給分を含む。）

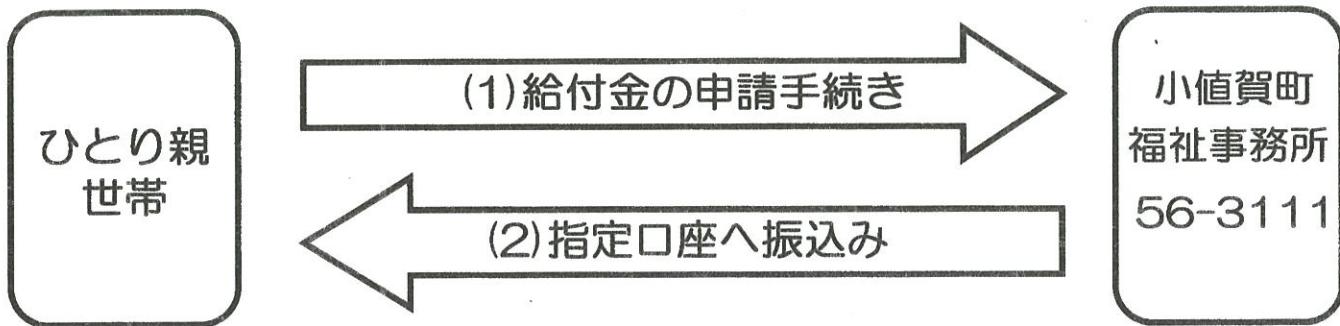
▶以下のいずれかに該当する方は、お早めに申請を行ってください。
再支給分の基本給付を併せて申請できます。

- 公的年金等（※）を受給していることにより、令和2年6月分の児童扶養手当の支給を受けていない方
※ 遺族年金、障害年金、老齢年金、労災年金、遺族補償など
- 新型コロナウイルス感染症の影響を受けて家計が急変するなど、収入が児童扶養手当を受給している方と同じ水準となっている方（令和2年7月分以降の児童扶養手当受給者も含みます。）

○追加給付

▶以下のいずれかに該当する方は、お早めに申請を行ってください。
申請書の提出のみで添付書類は必要ありません。

- 令和2年6月分の児童扶養手当受給者で基本給付の支給を受けた方
- 公的年金等を受給していることにより、令和2年6月分の児童扶養手当の支給を受けていない方で、基本給付の支給を受けた方
※ 収入の減少額や減少割合に一律の基準はありません。
※ 内定が取り消された、求職活動に影響があったなど、新型コロナウイルス感染症の影響が無ければ得られていたはずの収入が得られなかった場合も対象となります。



**「ひとり親世帯臨時特別給付金」の
“振り込め詐欺”や“個人情報の詐取”にご注意ください。**

ご自宅や職場などに都道府県・市区町村や厚生労働省（の職員）などをかたった不審な電話や郵便があった場合は、お住まいの市区町村や最寄りの警察署（または警察相談専用電話(#9110)）にご連絡ください。